

地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び 地方創生加速化交付金効果検証事業について

～平成29年度行政事業レビュー・公開プロセス～

平成29年6月16日（金）
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

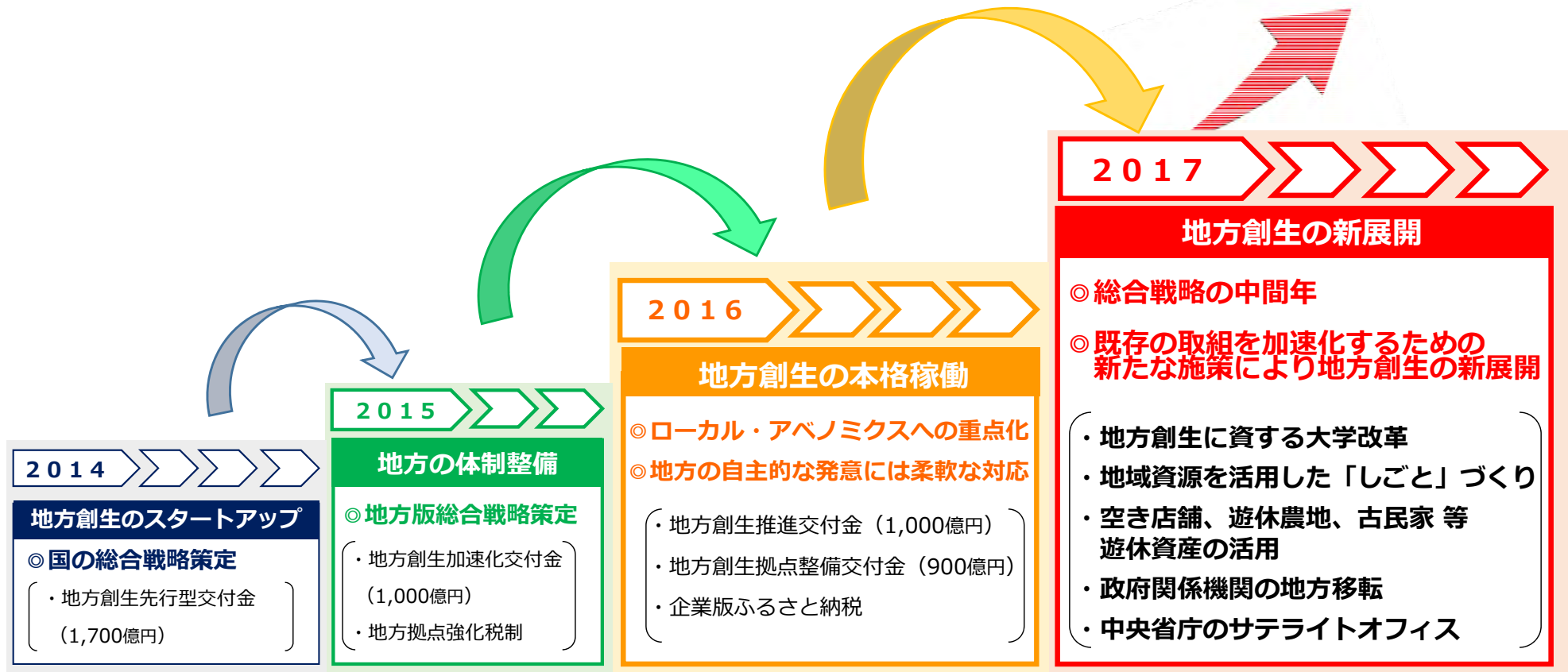
まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2016 改訂版）」の全体像

※平成26年12月27日閣議決定 平成28年12月22日改訂



地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



◎ 主な基本目標・KPI (2020年目標)

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数 (地方)
5年間で30万人
9.8万人創出
- ・農林水産業6次産業化市場規模 **10兆円**
4.7兆円 (2013年)
→5.1兆円 (2014年)

「ひと」の流れを変える

- ・地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏年間転入超過**
10万人 (2013年)
→12万人 (2016年)

結婚・子育ての希望実現

- ・合計特殊出生率
1.43 (2013年)
→1.45 (2015年)
- ・第1子出産前後の女性継続就業率 **55%**
38.0% (2010年)
→53.1% (2015年)

「まち」をつくる

- ・「小さな拠点」の地域運営組織形成数 **3,000団体**
1,656団体 (2014年)
→3,071団体 (2016年)
- ・立地適正化計画を作成する市町村数 **150都市**
→100都市 (2016年度末)

平成29年度 地方創生関連予算等について

① 地方創生推進交付金の確保

1,000億円

- 地方版総合戦略に基づいて、**地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な取組**に対し、地方創生推進交付金により支援することにより、地方創生の更なる深化を推進。
(対象事業例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO等）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- 交付対象事業については、**KPIの設定とそれに基づくPDCAサイクルの整備**を前提に、**地域再生法に基づく法律補助**の地方創生推進交付金により、複数年度にわたり、**継続的かつ安定的に支援**。
- 平成29年度からは、地方の要望を踏まえ、**交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化**を行うとともに、地方の「平均所得の向上」等の観点から地方創生にとって効果の高い分野を重点的に支援。

② 総合戦略等を踏まえた個別施策（①の交付金を除く）

6,536億円

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における政策パッケージごとの内訳は以下の通り。
 - i) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする 2,062億円
 - ii) 地方への新しいひとの流れをつくる 651億円
 - iii) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 1,417億円
 - iv) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 2,407億円

③ まち・ひと・しごと創生事業費（地方財政計画）

1兆円

- 地方公共団体が、地域の実情に応じ、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度地方財政計画の歳出に、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を計上。
- 少なくとも総合戦略の期間である5年間は継続し、1兆円程度の額を維持。

④ 社会保障の充実

1兆224億円

- 子ども・子育て支援制度の円滑な施行を進めるとともに、医療・介護サービスの提供体制改革等を促進。

地方創生推進交付金

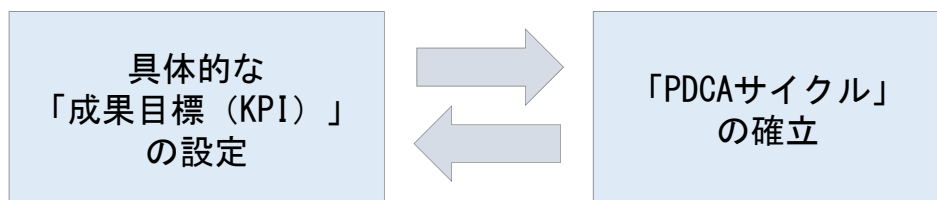
29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



対象事業・具体例

- ① 先駆性のある取組
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等
- ② 先駆的・優良事例の横展開
 - ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

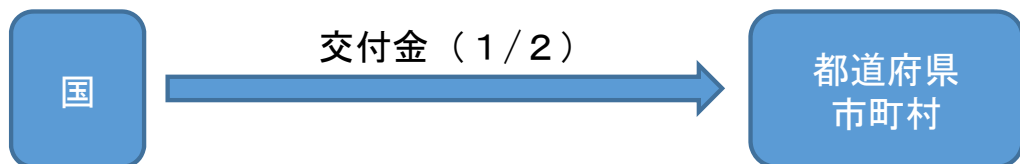
29年度からの運用弾力化

- ① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

【都道府県】	先駆	6.0億円 (28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円 (28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円 (28年度: 0.5億円)

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。
- ② ハード事業割合
 - ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
 - ・ただし、1/2以上になる事業でも、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

地方創生推進交付金創設の経緯 1

1 これまでとは異なる「新型交付金」

平成26年12月27日閣議決定 まち・ひと・しごと創生総合戦略

「地方版総合戦略」を中心に、地方公共団体が自主性・主体性を持って、地方創生に関する政策を実施するとともに、具体的な成果指標等により同政策の効果検証と改善を行うPDCAサイクルを確立することが必要である。こうした地方公共団体の取組について、必要な財源を確保しつつ財政的支援を行うため、用途を狭く縛る個別補助金や、効果検証の仕組みを伴わない一括交付金とは異なる、第三のアプローチを志向する。

2 地方公共団体からの意見を踏まえて設計

平成27年5月26日 地方六団体 地方創生のさらなる推進に向けて

新型交付金の創設

- 上記の一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるための新型交付金を創設すること。
- 新型交付金の規模については、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る額を確保すること。
- 少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とし、その見通しを示すこと

3 経済財政諮問会議でも検討

平成27年5月12日 経済財政諮問会議 民間議員提出資料

関係府省が統一的な方針の下、連携して必要な財源を確保し、先駆的事業・優良事業を中心に、地方創生の取組を一元的かつ効率的に支援する新たな交付金を創設する。

4 関係府省庁が連携し、財源を拠出

平成27年6月30日閣議決定 まち・ひと・しごと創生基本方針2015

地方創生の深化に向けて、統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の「縦割り」の事業を超えた財政支援を行う「新型交付金」を創設する。

5 規模は1,000億円以上に

平成27年8月4日 まち・ひと・しごと創生本部決定 地方創生の深化のための新型交付金の創設等について

1. 新型交付金の創設

(2) 新型交付金に係る平成28年度予算の要求・要望は、地方からの要望等を踏まえ、予算額で1,000億円を超える規模（事業費で2,000億円を超える規模）のものとする。その財源は、「平成28年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成27年7月24日閣議了解）に基づき、以下の通り、関係府省が連携し、地方創生関連の事業に予算要求を重点化する中で確保する。（以下、略）

6 地域再生法に法定交付金として位置付け

平成28年4月20日施行 地域再生法の一部を改正する法律

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2・3（略）

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する事業（ロに掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの

- (1) 結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業
- (2) 移住及び定住の促進に資する事業
- (3) 地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業
- (4) 観光の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業
- (5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

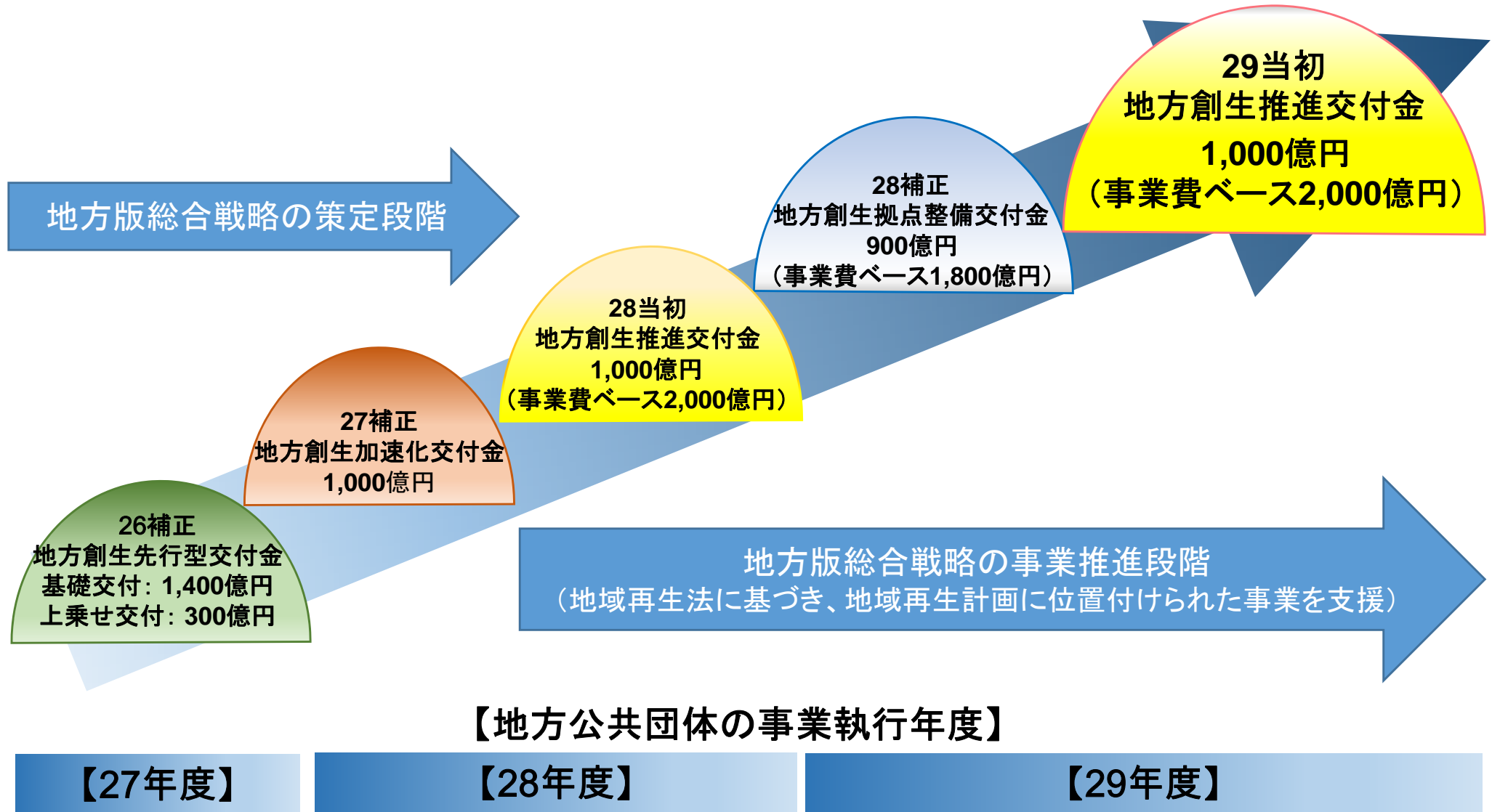
- (1) 道路、農道又は林道であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (2) 下水道、集落排水施設又は浄化槽であって政令で定めるものの二以上を総合的に整備する事業
- (3) 港湾施設及び漁港施設であって政令で定めるものを総合的に整備する事業

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

地方創生関係交付金の概要（イメージ）

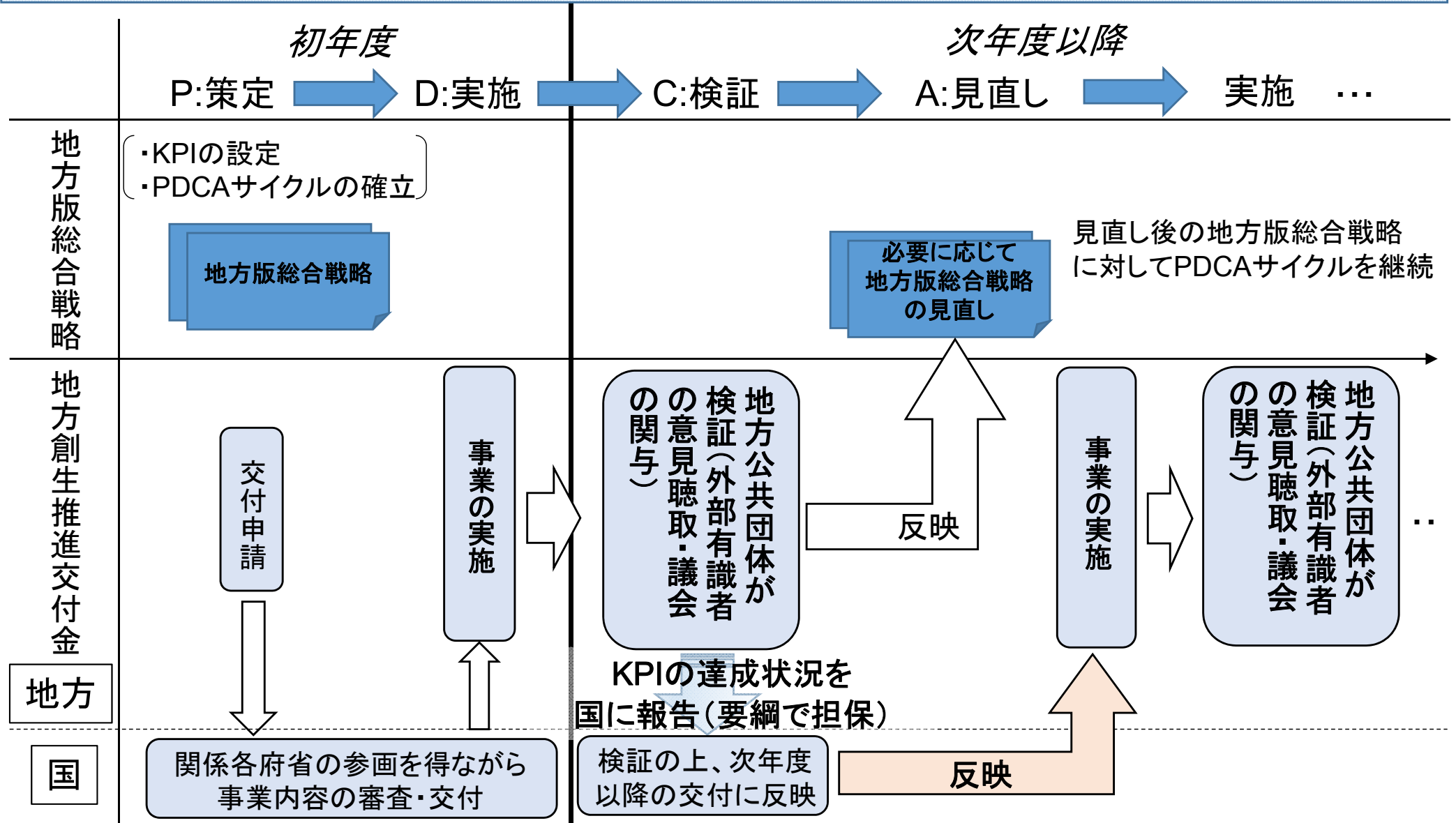
○自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援

○KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



<先駆タイプ>

(申請要件1)

- ふさわしい具体的なKPI (重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

(申請要件2)

- 事業内容や手法等について、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の4つの要素が全て含まれる。

<横展開・隘路打開タイプ>

(申請要件1)

- ふさわしい具体的なKPI (重要業績評価指標)を設定し、PDCAサイクルを整備する(効果検証と事業見直しの結果の公表を含む)。

(申請要件2)

- 事業内容や手法等について、①自立性に加え、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携の3つの連携要素のうち少なくとも2つの要素が含まれる。

地方創生推進交付金の評価基準について

先駆タイプについては外部有識者が、横展開・隘路打開タイプについては事務局が、対象事業について、しごと創生分野、地方への人の流れ分野、働き方改革分野、まちづくり分野の各分野ごとに、先駆性の着眼点である自立性、官民協働、政策間連携、地域間連携等の評価基準に基づき、個々の事業について評価を行い決定している。

		取組内容				
自立性 ※ 事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、 事業推進主体が自立 していくことにより、 将来的（3～5年後） に本交付金に頼らずに、 事業として自走 していくことが可能となる事業であること。 具体的には、 事業収入 や 会員からの収入 をはじめ、 歳出・歳入面での財源確保 に取り組むこと。	自立性のポイント：					
	3～5年後の自立化の見込み					
	自主財源の種類	自主財源の内容と実現方法				
	[A]					
	[B]					
	[C]					
	[D]					
	各年度における自主財源額	平成29年度（1年目）	平成30年度（2年目）	平成31年度（3年目）	平成32年度（4年目）	平成33年度（5年目）
	[A]					
	[B]					
[C]						
[D]						
合計	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	

	取組内容
官民協働	地方公共団体のみでの取組ではなく、 民間と協働して行う事業 であること。また、単に協働するにとどまらず、民間からの資金（融資や出資など）を得て行うことがあれば、より望ましい。
政策間連携	単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、 複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業 であること。また、 利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業 であること。
地域間連携	単独の地方公共団体のみでの取組ではなく、 関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業 であること。
事業推進主体の形成	事業を実効的・継続的に推進する主体が形成されること 。特に、様々な利害関係者が含まれつつ、リーダーシップを発揮できる強力な人材を確保するとともに、必要な能力、知識を有した人材を適切な手段で確保することが望ましい。
地方創生人材の確保・育成	事業を推進していく過程において、地方創生に役立つ人材の確保や育成に資するものであること。
国の総合戦略における政策5原則等	国の総合戦略における政策5原則 （将来性、地域性又は直接性）の観点や新規性など、他の地方公共団体において参考となる先駆的事業であること。

< 国の総合戦略における政策5原則（まち・ひと・しごと政策5原則） >

- 自立性・・・ 国の支援がなくとも事業が継続
- 将来性・・・ 地方の前向きで自主的・主体的な取組を支援
- 地域性・・・ 客観的なデータに基づき、地域にあった施策を支援
- 直接性・・・ 産官学金労言士の連携による効果の高い工夫を行う
- 結果重視・・・ KPIを設け、PDCAメカニズムを検証

	取組内容						
KPI①（アウトカムベースで、複数年度を通じて評価指標としてふさわしいもの）							
KPI②							
KPI③							
KPI④（アウトカムベースで、複数年度を通じて地方の平均所得の向上としてふさわしいもの）							
設定したKPIが複数年度にわたって費用対効果を計測するのに適している理由（「地方の平均所得の向上」に該当する理由も記載）							
地方版総合戦略における基本目標と数値目標							
	事業開始前 （現時点）	平成29年度 （1年目）	平成30年度 （2年目）	平成31年度 （3年目）	平成32年度 （4年目）	平成33年度 （5年目）	KPI増加分の 累計
KPI①【①】							0.00
KPI②【②】							0.00
KPI③【③】							0.00
KPI④【④】							0.00
	平成29年度 （1年目）	平成30年度 （2年目）	平成31年度 （3年目）	平成32年度 （4年目）	平成33年度 （5年目）	合計	
交付対象事業費【⑤】 ※2年目以降の交付額が担保されるものではない。	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
交付対象事業費における単位当たりコスト【⑤/①】	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円
「地方の平均所得の向上」における単位当たりコスト【⑤/④】	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円	0.00千円
交付対象事業全体における単位当たりコスト【⑤の合計/①の合計】							0.00千円
交付対象事業におけるハード事業経費【⑥】	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円
交付対象事業におけるハード事業比率【⑥/⑤】	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

地方創生推進交付金の支援対象外

(「平成28年度における地方創生推進交付金の取扱い」より抜粋)

<対象とならない経費>

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ **人件費（地方公共団体の職員の人件費）**

地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・ **特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの**

- ・ **施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの**

<国による他の補助金等との関係>

1つの地方創生事業において、明確な役割分担の下で、本交付金の活用に加え、他の国庫補助金等も併せて有効活用を図ることは、望ましいものである。

その際、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、その補助制度の活用が優先され、本交付金の対象とはしない。

なお、本交付金の交付対象とする個別事業の選定・検証等については、関係各省庁の参画を得ながら内閣府地方創生推進事務局において対応することとしている。

地方創生推進交付金の審査体制

第1段階〈審査担当官審査〉

- 複数名の審査官でグループを作り、担当する事案について、審査官ごとに審査。
※ 複数の審査官で審査結果に大きなズレが生じている場合には、グループ内で議論し審査結果を調整。
- 1つの申請につき、分野別・都道府県別で複数回、審査官による審査を行い、最終的な審査結果を調整・確定。



第2段階〈参事官審査〉

- 関係各府省出身の課長級職員（参事官）に、各担当分野に属する案件を審査。
- 分野ごとの審査結果や、審査官による評価に大きなズレがあった場合には、全体の結果を踏まえ、調整。



第3段階〈外部有識者による審査〉

- 先駆タイプに該当する申請については、地方創生推進交付金評定委員により書面審査。
- 分野ごとに分科会を開催し、各申請事業の審査結果について、評定委員の合議により決定。



第4段階〈審査結果の最終調整〉

- 分野別の評価のブレなどを踏まえ、先駆タイプも含め、全申請案件について最終調整。
- 評定委員による書面審査の結果や分科会での議論に基づき、評定委員による審査の対象とはならない横展開・隘路打開タイプの申請に関する審査結果を調整。

しごと創生分野①（農林水産及び観光分野を除く）

- ・ 富山 和彦 株式会社 経営共創基盤 代表取締役 C E O
- ・ 野田 由美子 PwCアドバイザー 合同会社 パートナー
- ・ 松原 宏 東京大学大学院 総合文化研究科 教授

しごと創生分野②（農林水産分野）

- ・ 関司 直也 法政大学 現代福祉学部 教授
- ・ 中嶋 康博 東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授

しごと創生分野③（観光分野）

- ・ 大社 充 NPO法人 グローバルキャンパス 理事長
- ・ 鶴田 浩一郎 NPO法人 ハットウ・オンパク 代表理事
- ・ 見並 陽一 公益社団法人 日本観光振興協会 前理事長

地方への人の流れ・働き方改革分野

- ・ 阿部 正浩 中央大学 経済学部 教授
- ・ 樋口 美雄 慶應義塾大学 商学部 教授
- ・ 福井 隆 東京農工大学大学院 客員教授

まちづくり分野

- ・ 坂井 文 東京都市大学 都市生活学部 教授
- ・ 辻 琢也 一橋大学 副学長
- ・ 馬場 正尊 株式会社 オープン・エー 代表取締役

地方創生拠点整備交付金

28年度第二次補正予算 900億円（事業費ベース 1,800億円）

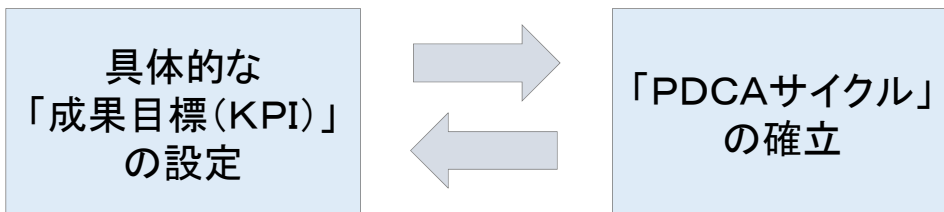
※道、污水处理施設、港の公共事業（30.2億円）を含む

事業概要・目的

○ 未来への投資に向けて、地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくりなどの事業について、地方の事情を尊重しながら施設整備等の取組を推進するための交付金を創設。

① ローカルアベノミクス、地方への人材還流、小さな拠点形成などに資する、未来への投資の実現につながる先導的な施設整備を支援

② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

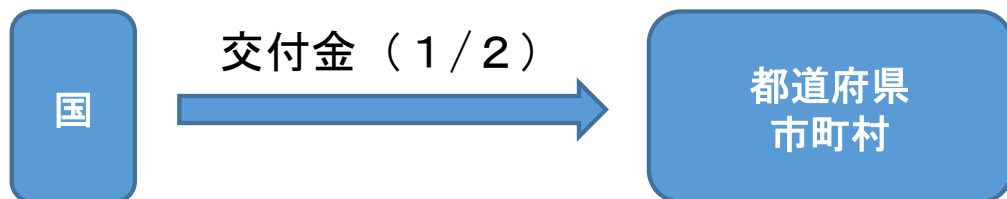
【主な対象施設のイメージ】

- ローカルイノベーションに資する公設試験研究機関（附帯設備を含む）の改修等
- 地域経営の視点に立った観光地域づくりに効果的な観光施設の改修等
- 地域全体としてのブランディング戦略の確立に資する収益施設等（6次産業化施設等を含む）の整備
- 生涯活躍のまちの推進に資する多世代交流の拠点施設（既存施設の改修等を含む）の整備
- 移住定住促進のために行う空き施設の改修等
- 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（廃校舎、旧役場、公民館等の改修を含む）

【手続き】

- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

資金の流れ



期待される効果

- 未来への投資につながる施設整備等を行うことにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化に寄与

【参考1】木材高度加工研究所研究・開発機能強化事業（秋田県）

（地方創生拠点整備交付金第1回募集採択 交付予定額：330,961千円）

（取組の概要）

- 秋田県立大学は、大学の付置機関として全国で唯一「木材」を冠する専門教育・研究機関である「木材高度加工研究所」があり、全国屈指の高度な木材産業の集積に貢献。
- 地方創生拠点整備交付金を活用し、同研究所に、耐火試験棟を耐火試験炉と一体的に整備することにより、新たな木質部材や低投資型CLT等の実用化・商品化に向けた実証・製造を推進。
- 併せて、木材高度加工研究所に併設されている（公財）秋田県木材加工推進機構が、リエゾン・オフィスとして、
 - ①技術移転、
 - ②研究開発・技術開発等の情報収集・広報、
 - ③企業等に対する技術相談や訪問指導、
 - ④技術向上支援、
 - ⑤性能評価・試験の実施など、大学と民間との橋渡しや成果の社会への還元に取り組み、官民協働を実現。



〈写真〉

上段－秋田県立大学木材高度加工研究所

中段－同研究所でのCLT公開実験

下段－同研究所での開発技術の実用化事例（円筒LVL）

【参考2】旧安川邸利活用事業（福岡県北九州市）

（地方創生拠点整備交付金第1回募集採択 交付予定額：165,000千円）

（取組の概要）

- 安川電機の創業発起人、安川敬一郎（1849～1934）が住んだ旧安川邸を新たな観光拠点として整備（2019年度に一般開放予定）。
- 中国の辛亥革命を指導した孫文も宿泊するなど由緒ある建物であるが、現在は空き家。2年前に「地域のために使いたい」と同社が市に相談。ものづくりの歴史を知る上で貴重な場所として活用決定。
- 同社は市に土地約1万3500平方メートルを無償で貸し、建物を無償譲渡。市は約6億円かけて老朽化した建物を改修し、飲食スペースやギャラリー等を整備。公開後は年間3万～6万人の来場者を目指す。

（北橋市長）

「ギャラリーでは孫文と安川家の関わりも紹介し、観光客誘致に役立てたい。国内はもとより、中国人旅行者の集客にもつなげたい。」

（小笠原社長） 「北九州の発展に貢献したい。」



<写真>

上段－旧安川邸
中段－孫文（中央の中段）と安川家の記念写真
下段－小笠原社長と北橋市長

地方創生加速化交付金効果検証分析

平成28年度第二次補正 2.0億円

事業概要・目的

【概要】

- 平成27年度に措置された地方創生加速化交付金で採択された事業について、各分野の代表的な事業を2～3事業選び、外部有識者による効果検証や課題分析（委託調査）を行い、参考事例をまとめる。
- 平成29年度以降に、各地方公共団体が自らの取組についてPDCAサイクルをまわす際の参考となるよう、外部有識者の評価手法等を分析し、地方創生に向けた先駆的な事業における効果的な事業評価及び課題分析の手法をとりまとめる。

【目的】

- 地方創生の更なる深化のため、地方創生加速化交付金の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、各地方公共団体が地方版総合戦略に基づく取組を効果的に検証・改善できる体制や環境を整備する。

事業イメージ・具体例

外部有識者による効果検証

- 外部有識者を調査対象となる事業に取り組む地方公共団体に派遣。
- 交付金の実施計画で設定されたKPIやそのほかの定量的なアウトカム指標により、事業の効果や進捗状況を客観的・定量的に評価。
- 事業業績に関する定量的評価等に基づき、今年度の課題を分析し、次年度に向けた改善の方向性を提案。

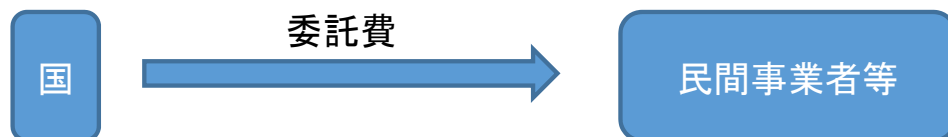
効果検証・課題分析手法

- 分野ごとに、事業の効果検証結果を比較・分析し、効果的な事業の効果検証方法や課題分析手法のあり方をとりまとめ。

効果検証結果の公表

- 調査対象事業の効果検証結果について、各地方公共団体等が参考にできるよう、参考事例集としてまとめて公表。

資金の流れ



期待される効果

- 地方創生加速化交付金の採択事業について外部有識者による効果検証と課題分析を行い、効果的な検証・改善に向けた取組を支援することで、PDCAサイクルの確立が期待。

地方創生加速化交付金の実施スケジュール

- 平成28年 2月中旬 第1回募集・申請締切
- 3月中旬 採択事業の公表（第1回募集）
- 3月下旬 交付決定（第1回募集）**
- 6月中旬 第2回募集・申請締切
- 8月上旬 採択事業の公表（第2回募集）
- 8月下旬 交付決定（第2回募集）**
- 9月下旬 第3回募集・申請締切
- 11月下旬 採択事業の公表（第3回募集）
- 12月上旬 交付決定（第3回募集）**

地方創生加速化交付金の交付を受け、各地方公共団体において採択事業を実施

平成29年 3月末 地方公共団体において採択事業を完了

5月中 地方公共団体の出納整理

6月以降 地方公共団体において外部有識者も交えて採択事業の効果検証を実施し、議会において効果検証結果を確認。

⇒ 効果検証結果が取りまとめ次第、国に報告

I. 地方公共団体の効果検証結果の分析

① 地方公共団体による効果検証結果のとりまとめ

- 地方公共団体が提出した地方創生加速化交付金の交付対象事業に関する効果検証結果を確認・とりまとめ。

② 効果検証結果を踏まえた分析

- とりまとめた地方公共団体の効果検証結果について、特にKPIの達成度の観点から、分野別・地域別に整理。
- 効果検証結果の整理に際しては、平成28年度に実施した地方創生先行型交付金（平成27年度）の効果検証結果（参考1及び2を参照）等と比較し、全体的な傾向を分析・把握。

II. 検討委員会・ワーキンググループの設置・運営

① 検討委員会

- 6名程度の外部有識者で新たに設置。
- 地方公共団体の効果検証結果を踏まえ、効果検証分析事業で行う詳細な事例研究の評価・分析手法等を検討。

② ワーキンググループ（WG）

- 3名程度の外部有識者（そのうち1名は上記検討委員会のメンバー）による4つのWGを新たに設置。
- WGごとに2～3テーマ（全体では9テーマ）程度を担当し、地方公共団体からの効果検証結果に基づく事例研究を実施。

III. 事業効果に関する事例研究

① 電話・メールによるヒアリング等を通じたKPIの達成状況等に関する調査【90事例程度】

- 検討委員の意見を踏まえ、9つのテーマごとに先進的な事例を10事例程度（合計：90事例程度）を抽出。
（注）9つのテーマは「0-カイバ-ション（地域商社を除く）」、「地域商社」、「農林水産業の成長化」、「DMOを含む観光振興」、「地方移住・人材育成」、「生涯活躍のまち」、「働き方改革」、「まちづくり」、「小さな拠点」
- 地方公共団体への電話やメール等による照会・ヒアリング等を通じて、KPIの達成状況、KPIの達成状況に係る要因、今後の事業の展望等自己分析の状況を把握・分析。

② 現地調査も含めた詳細な事例分析【30事例程度】

- 上記①の調査の結果を踏まえ、9つのテーマごとに3～4事例（合計：30事例程度）を抽出し、抽出された30件程度の事例に対し、検討委員会またはWG構成員等による詳細な現地調査を実施。
- 現地調査は、現地の人口動態や経済の動向、対象事例の概要等を整理した上で、当該有識者に十分に説明したうえで、地方公共団体及び複数の関係者等への現地ヒアリング及び意見交換を行い、対象事例の効果の実態や、横展開に資する示唆等を調査。
- 上記の調査結果を踏まえ、必要に応じ、交付金事業の設計や進行中の事業の円滑な遂行・見直し・改善等に係る提案を実施。

③ 地方創生関連交付金事業の新規立案や事業改善に資する手引き（案）の作成

- 上記①及び②を踏まえ、事業設計、KPIの設定及び効果検証結果の次年度等への反映手法をまとめた手引きを作成・公表

(参考1) 地方創生先行型交付金の効果検証結果①

<地方創生先行型交付金の基本的枠組み>

- 地方創生先行型交付金（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型））は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、平成26年度補正予算に計上（国費：1,700億円）。

<地方創生先行型交付金の3つの類型>

- 地方創生先行型交付金には、基礎交付（1,400億円）、タイプⅠ・タイプⅡ（併せて300億円）の3つの類型があり、各類型ごとに、地方公共団体（都道府県及び市町村）の申請に基づいて、交付対象事業を採択・交付。

【基礎交付】 執行額1,396億円・12,866事業

- 地方公共団体による地方版総合戦略の策定及び地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であり、地方版総合戦略に位置付けられる見込みのものを支援。
- 地方版総合戦略の策定を要件に、人口や財政力指数等といった客観的基準に基づき交付。

【タイプⅠ】 執行額236億円・1,038事業

- RESAS等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計やKPIに基づくPDCAサイクルなどの仕組みを備えた、地方公共団体の先駆的事業について、地方版総合戦略に関する優良施策を支援。
- 地方創生推進交付金等と同様、地方公共団体からの申請について、外部有識者の評価を行い、それに基づいて対象事業を採択・交付。

【タイプⅡ】 執行額67億円・1,549事業

- 地方版総合戦略推進のための事業の実施を支援。
- 平成27年10月中に地方版総合戦略が策定されることを要件として、1団体当たり1,000万円を上限として交付。

(参考2) 地方創生先行型交付金の効果検証結果②

<効果検証結果の概要（平成29年3月末時点）>

- 地方公共団体では、基本的に平成27年度に事業を実施し、平成28年度に効果検証を行ったところであり、今般、地方公共団体から報告のあった効果検証結果について、国において取りまとめ。
- KPI達成事業（申請時にKPIを少なくとも1つ達成した事業）の割合は、**基礎交付65.6%、タイプⅠ（上乘せ交付）77.0%、タイプⅡ（同）64.4%**。
- タイプⅠは先導的な事業を対象に外部有識者の評価を経て支援することとしたため、**タイプⅠとそれ以外のタイプとの間でKPIの達成率に差が発生**。
- 国においては、効果の大きかった事業や、KPIが達成できなかった事業について要因分析等を行い、今後の地方創生推進交付金等の運用の参考とする方針。

<効果検証の具体的内容>

		対象事業数 (a)	KPI達成事業 (b)	達成率 (b/a)
基礎交付分		10,950件	7,188件	65.6%
上乘せ交付分	タイプⅠ	948件	730件	77.0%
	タイプⅡ	1,291件	831件	64.4%